

南国市上下水道局水道準備外線取扱指針

(目的)

第1条 宅地開発等に伴い開発等区域内の道路に新設される給水管の布設及び管理について必要な事項を定める。

(準備外線)

第2条 開発等区域内の本舗装工事及び各区画の給水装置新設工事に先行して準備のために布設される引き込み管等とし、メーターボックス内の副弁付伸縮止水栓までの給水管をいう。

(準備外線の布設)

第3条 準備外線の布設は、市長が別に定める誓約内容を遵守する者に限って認めるものとする。

前項の誓約にあたっては、宅地開発行為者及び準備外線布設工事を施工する南国市上下水道局指定給水装置工事事業者は連帯し「準備外線にかかる誓約書」を市長に提出しなければならない。

(費用の負担)

第4条 誓約内容に関する全ての費用については、上下水道局は負担しない。ただし、地上家屋の竣工後は別とする。

(施工基準)

第5条 準備外線を施工するにあたっては、南国市水道給水条例、南国市水道給水条例施行規則、給水装置工事設計施工指針に定める事項を遵守すること。

1. 申請と同時に準備外線に係る誓約書、印鑑登録証明書等を提出すること。
2. 給水管口径は20mm以上とする。
3. 工事はメーターボックス及び副弁付伸縮止水栓取り付け後にキャップ止めとすること。
4. メーターボックス及び副弁付伸縮止水栓の位置は、配水管から直角方向に取り出した給水管に接続し民地内の道路との境界付近とする。先行分岐された止水栓を第一止水とすることは認めない。
5. 土地購入者は、建築計画をたてる際には既存メーターボックスの位置を踏まえて検針を考慮した外構等敷地利用計画をたてなければならない。敷地利用計画をたてた結果、局において修繕や検針が困難な場所であると判断した場合、分岐をやり直すものとする。
6. メーターは新設分担金の納付後に貸与するものとする。
7. 土地購入者は、家屋建築時に既存の準備外線を使用することによって利便性及び経済的負担が軽減されるものであるが、その利益を享受するには第4項から第6項までの制約を受けること。制約を拒む場合は分岐のやり直し及び準備外線の撤去を行うこと。
8. 開発業者は、私設配水管竣工後5年以上経過しても家屋建築が施工されない場合は準備外線を撤去するものとする。

第6条 この取扱指針は、平成26年2月10日から施行する。

南国市長様

準備外線にかかる誓約書

今般、下記土地に係る準備外線について、土地所有者の名義にかかわらず、次の項目を遵守することを下記二者の連帯により誓約します。なお、下記二者が責任を負うべき期間は準備外線工事申請時から各準備外線に係る地上家屋の竣工日までとします。

記

1. 準備外線は当方で責任を持って維持管理し、公道下を含めて漏水等があった場合は修理します。
2. 家屋建築及び内線給水装置工事を、準備外線竣工後5年以上経過しても施工しないときは、上下水道局からの指示に従い撤去します。
3. 2区画にまたがって1戸の居宅が建築されるなど、複数の止水栓が属する宅地が統合により1つの敷地となるときは、1つの給水装置を使用し、他の給水装置は撤去します。なお、統合とは登記上の合筆を必要とせず、上下水道局が利用状態にて判断するものとします。撤去とはサドル付分水栓での閉栓及び上下水道局の指示する止水栓等の撤去とします。
4. 分岐口径が建築時に不足することが判明した場合には、既存の分岐の撤去及び再分岐を行います。
5. 配水管の所有権に関わらず、土地購入者が当該配水管及び準備外線を使用することに事前に一括して承諾し、後日異議を申し立てないこととします。
6. 配水管の所有権に関わらず、分岐点以降で各区画への引き込みに係る給水装置の所有権は、当該区画の土地所有権移転と同時に給水装置工事の新規申込者に譲渡します。
7. 上記の事項を履行するにあたって、発生する費用は全て当方で負担します。また、後日、土地購入者と疑義、争いが生じた場合には、当方が上記を履行したうえで全て解決いたします。なお、後日の紛争を避けるため、当該準備外線に係る事項は売買契約時の重要事項説明書に反映させます。
8. その他、問題が生じた場合には、当方で責任を持って対処し、上下水道局に対しては一切迷惑をおかけしません。

年 月 日

開発地 南国市

開発行為者 (実印を押印し印鑑証明書を添付すること)

住所又は所在地

氏名又は名称

工事施工者 (指定給水装置工事事業者)

住所又は所在地

氏名又は名称